

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

承認 却下 数値計算	届書 コード	処理区分	届書
	635	1: 01登録 3: 01登録	
	634		

審査を希望する免除及び納付猶予の種別に○をつけてください(複数申請可)。	2.半額免除より、3.納付猶予を優先して審査を希望する。
1. 全額免除 2. 半額免除 3. 納付猶予	1. はい 2. いいえ

(注1) 複数の種別に○をつけた場合、「全額免除」、「半額免除」、「納付猶予」の優先順位で審査されます。「納付猶予」を「半額免除」より優先して審査を希望する場合は、上記右欄の「1. はい」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、「2. いいえ」が選択されたものといたします。
また、「全額免除」より「半額免除」及び「納付猶予」を優先して審査を希望する場合、「全額免除」の審査は行いませんので、「全額免除」に○をつけないでください。

(1) 基礎年金番号 01	(2) 生年月日 02 ★ 5. 昭和 7. 平成	* (3) 申請年月日 03 7. 平成	04 * 審査結果 承認(区分)	* (4) 審査区分 ① 05 全額免除 半額免除 納付猶予	
被保険者氏名 (注2) (フリガナ)	配偶者氏名 (フリガナ)	世帯主氏名 (フリガナ)	* 申請年度 ③		
★前年所得 (注3) A. 被保険者 B. 配偶者 C. 世帯主 D. 全てなし	★前年における所得税 A. 被保険者 1. 課税 2. 非課税 B. 配偶者 1. 課税 2. 非課税 C. 世帯主 1. 課税 2. 非課税	* (5) 承認期間(始期間) 06 7. 平成	* (6) 承認期間(終期) 07 7. 平成	* (7) 法外消滅年月日 08 7. 平成	* (8) 09 特例認定区分

(注2) 被保険者と世帯主が同じ場合は、被保険者欄のみに記入してください。
配偶者と世帯主が同じ場合は、配偶者欄のみに記入してください。
(注3) 所得ありの場合：A.被保険者 B.配偶者 C.世帯主のうち、所得がある者全てに○をつけてください。
所得なしの場合：D.全てなしに○をつけてください。

(承認区分)
1. 全額免除承認
2. 半額免除承認
5. 納付猶予承認

確認欄	市町確認欄			
	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分	
扶養親族等・控除				
* 政令で定める額	円	円	円	
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A)④ 1. 障害者 2. 寡婦	(4-A)⑥ 1. 障害者 2. 寡婦	(7-A)⑧ 1. 障害者 2. 寡婦	
控除対象配偶者及び扶養親族数	(1-B)⑦ 人	(4-B)⑧ 人	(7-B)⑨ 人	
	老人控除対象配偶者及び老人数	(1-C)⑩ 人	(4-C)⑩ 人	(7-C)⑩ 人
	特定扶養親族数	(1-D)⑪ 人	(4-D)⑪ 人	(7-D)⑪ 人
* 前年の所得額 I	(2-A)⑫ 円	(5-A)⑫ 円	(8-A)⑫ 円	
* 純損失及び雑損失 III	(2-H)⑬ 円	(5-H)⑬ 円	(8-H)⑬ 円	
* 控除	① 雑損	(2-B)⑭ 円	(5-B)⑭ 円	(8-B)⑭ 円
	② 医療費	(2-C)⑮ 円	(5-C)⑮ 円	(8-C)⑮ 円
	③ 社会保険料	(2-D)⑯ 円	(5-D)⑯ 円	(8-D)⑯ 円
	④ 小規模企業共済等掛金	(2-E)⑰ 円	(5-E)⑰ 円	(8-E)⑰ 円
	⑤ 配偶者特別	(2-F)⑱ 円	(5-F)⑱ 円	(8-F)⑱ 円
	⑥ 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	(2-G)⑲ 円	(5-G)⑲ 円	(8-G)⑲ 円
	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族)	(3-A)⑳ 人	(6-A)⑳ 人	(9-A)⑳ 人
	特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族)	(3-B)㉑ 人	(6-B)㉑ 人	(9-B)㉑ 人
	寡婦又は寡夫	(3-C)㉒ 1. 該当する (注4)該当する場合のみ○をつけて下さい	(6-C)㉒ 1. 該当する	(9-C)㉒ 1. 該当する
	寡婦特例	(3-D)㉓ 1. 該当する	(6-D)㉓ 1. 該当する	(9-D)㉓ 1. 該当する
勤労学生	(3-E)㉔ 1. 該当する	(6-E)㉔ 1. 該当する	(9-E)㉔ 1. 該当する	
老年人		(6-F)㉕ 1. 該当する	(9-F)㉕ 1. 該当する	
控除の合計額 II	円	円	円	
* 控除後の所得額 I-II-III (半額申請)	円	円	円	
* 特定認定区分 (注5)どちらかに該当する場合のみ○をつけて下さい	⑲ 1. 失業者 2. 被災者	(6-G)㉖ 1. 失業者 2. 被災者	(9-G)㉖ 1. 失業者 2. 被災者	
備考欄				

<p>* 天災を事由とした場合の意見 ()</p> <p>上記のとおり相違ありません</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町長 印</p>	受 付 印	市 町 社会 保 険 事 務 所
<p>上記のとおり免除を申請します。 なお、全額免除または納付猶予が承認された場合であって、翌年度以降も全額免除または納付猶予に引き続き該当するときは、全額免除または納付猶予を希望します。(はい・いいえ)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">社会保険事務所長 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">印 (電話 - -)</p>		

1.裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2. ★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。 3. *印の欄は、記入する必要がありません。

(注 意)

提出先について

この申請書は、住所地の市役所、区役所、あるいは町村役場に提出してください。

記入について

1. 太線枠内が記入欄です。楷書ではっきりと記入してください。
2. 被保険者、配偶者、世帯主について記入してください。
なお、基礎年金番号及び生年月日は、被保険者のものを記入してください。
3. 「前年所得」及び「前年における所得税」欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、免除又は納付猶予の申請を提出する月が1月から6月までの間である場合には「前年所得」とあるのは、「前々年所得」と読み替えてください。（ただし、7月に申請し、前年7月以降の期間について遡って免除又は納付猶予の承認を希望する方は、「前々年所得」と読み替えてください。）
4. 「備考」欄に記入していただきたいこと。
 - ① 次のいずれかに該当した被保険者が、その該当するに至った日から14日以内に免除又は納付猶予の申請をするときは、「備考」欄に、その事実及びその年月日を記入してください。
 - ア 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金または旧国民年金法による障害年金の受給権者でなくなった。
 - イ 生活保護法による生活扶助またはらい予防法の廃止に関する法律による援護をうけなくなった。
 - ウ ハンセン病療養所、国立脊髄療養所または国立保養所を退所した。
 - ② 申請される年度または前年度において震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、被保険者又は所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族が所得する住宅、家財、その他の財産に損害を受けたときは、その災害による被害額（保険金、損害賠償金等を受けたときはその金額を除く）及び被害を受けた物件名等、その状況等についてそれぞれ詳しく記入してください。（記入できない場合は、別の用紙に記入し添付してください。）
 - ③ 申請される年度又は前年度において失業したことにより免除又は納付猶予の申請を行なうときは、その旨を記入してください。
 - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受給している場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。
5. この申請書の申請者記入欄に、この申請書の提出年月日、申請者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印して下さい。（申請者の自署の場合は押印の必要はありません。）

翌年度以降の全額免除及び納付猶予の継続申請について

1. この申請に基づき全額免除または納付猶予を承認されていた方が、翌年度以降、引き続いて全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、この申請書であらかじめ希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされます。全額免除または納付猶予を申請される方で継続申請を希望する方は、この申請書の申請者記入欄の「はい」に○をつけてください。どちらにも○がない場合は、「いいえ」が選択されたものといたします。
2. なお、上記4の②から④の事由による承認をうける場合は、改めて申請が必要となります。
3. 翌年度以降における審査の結果は、審査後、通知いたします。また、承認後、免除承認取消を申請することができます。取消は取消申請年月日の前月以降の期間（ただし、申請月が7月の場合は、7月以降）が対象となりますのでご注意ください。
4. 全額免除及び納付猶予をうけた期間の老齢基礎年金額は以下の取扱いとなります。
 - ① 全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が3分の1になります。
 - ② 納付猶予された期間は、年金額には反映されませんが、受給資格期間（25年以上）に算入されます。
5. 全額免除及び納付猶予をうけた期間にかかる保険料追納について
 - ① 全額免除及び納付猶予をうけた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、上記のように受け取る年金額が少なくなります。
 - ② これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める（追納）ことができるようになっており、追納された期間は全額納付と同じ年金額となります。
 - ③ 保険料の追納額は、全額免除及び納付猶予をうけた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

添付書類について

1. この申請書には、国民年金手帳または基礎年金番号通知書を添付してください。
2. 前年所得又は前々年所得の状況を明らかにすることができる書類を添付してください。（課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しまたはこれに代わる証明書を添付してください。ただし、市区町村長が前年又は前々年所得の状況を証明した場合においては、これらの書類を添付する必要はありません。）
3. 申請される年度又は前年度において失業したことにより免除又は納付猶予の申請を行うときは、失業をしたことを確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの公的機関の証明書の写しを添付してください。